

# ISSB公開草案の概要

2022年4月21日

SSBJ設立準備委員会 事務局

- ❖ 2022年3月31日、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は、設立後初めての公開草案を公表（コメント期限：2022年7月29日）
- ❖ 本資料は、以下の公開草案を中心に、概要をご説明することを目的としている
  - ▶ ISSB公開草案「IFRS S1号『サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項』」（S1基準案）
  - ▶ ISSB公開草案「IFRS S2号『気候関連開示』」（S2基準案）

2021年11月3日及び2022年3月31日にIFRS財団から公表された以下の資料をSSBJ設立準備委員会事務局が仮訳し、本資料に反映しています。

- General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information Prototype
- Climate-related Disclosure Prototype
- [Draft] IFRS S1 General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information
- [Draft] IFRS S2 Climate-related Disclosures
- Comparison [Draft] IFRS S1 General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information and [draft] IFRS S2 Climate-related Disclosure with the Technical Readiness Working Group prototypes

## 公開草案の全体像

# 公開草案文書一式(1)

2022年3月31日に公表された公開草案文書一式（約900ページ）

※赤枠で囲んだ部分がコメント対象

## 公開草案文書（仮訳）

	<b>IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」（S1基準案）</b>
1	(1) 基準本文
	(2) 付録A：用語の定義
	(3) 付録B：発効日
	(4) 付録C：有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性
2	結論の根拠
3	IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」に関する例示的ガイダンス
	<b>IFRS S2号「気候関連開示」（S2基準案）</b>
4	(1) 基準本文
	(2) 付録A：用語の定義
	(3) 付録B：産業別開示要求
	(4) 付録C：発効日
5	IFRS S2号「気候関連開示」付録B「産業別開示要求」別冊B1からB68
6	結論の根拠
7	IFRS S2号「気候関連開示」に関する例示的ガイダンス

# 公開草案文書一式(2)

2022年3月31日に公表された公開草案文書一式（約900ページ）（続き）

公開草案文書（仮訳）	
8	公開草案 スナップショット
9	IFRS S2号「気候関連開示」とTCFD提言との比較
10	IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」及び IFRS S2号「気候関連開示」と技術的準備ワーキング・グループ（TRWG）のプロトタイプとの比較

## コメントが求められている主な基準案

### 1. IFRS S1

#### 「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」 (S1基準案)

➡ IFRS会計基準類似の全般的な開示要求

目的：一般目的財務報告の利用者が、企業価値に関する重大な (significant) サステナビリティ関連のリスク及び機会の影響を評価することが可能となる情報の開示を企業に求める

### 2. IFRS S2 「気候関連開示」 (S2基準案)

➡ TCFD提言に基づく4つの柱の開示要求

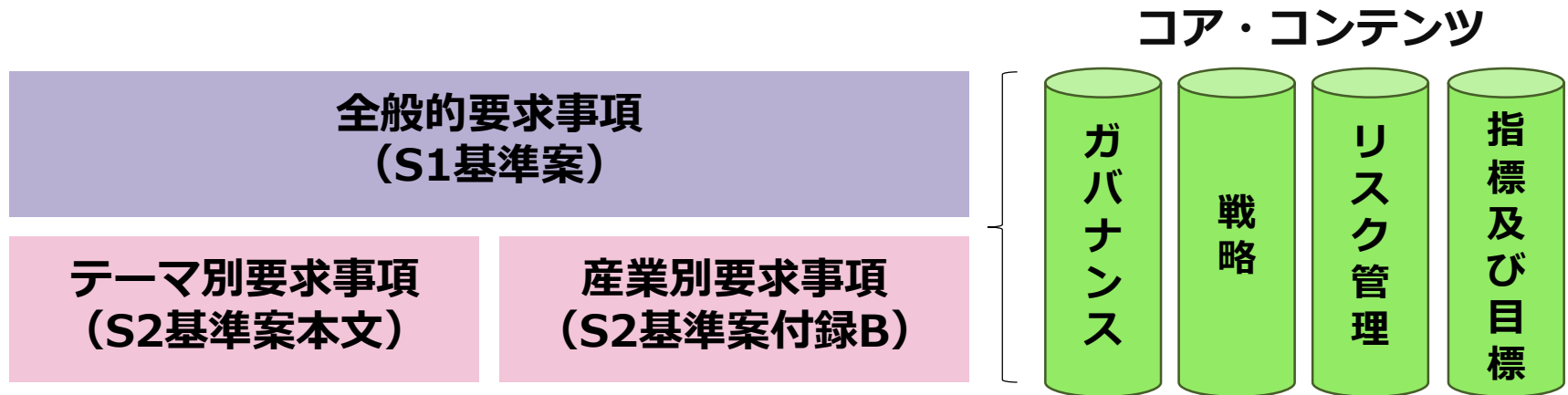
目的：気候関連のリスク及び機会に特化した開示要求を定める

### 3. IFRS S2 「気候関連開示」

#### 付録B 「産業別開示要求」 (S2基準案付録B)

➡ SASBスタンダードに基づく産業別 (11セクター・68産業) の開示要求

目的：産業固有の定量的・定性的な指標の開示を要求することで、比較可能性を向上



- ❖ 全般的要求事項、テーマ別要求事項及び産業別要求事項により構成
- ❖ 全般的要求事項に、①開示の基本事項と、②基準共通の事項が含まれている
- ❖ テーマ別要求事項の最初の基準案として、今回公表されたのが気候関連開示
- ❖ 産業別要求事項は11セクター・68産業について設定
  - ▶ 基本的にSASB（サステナビリティ会計基準審議会）の産業別分類を踏襲
- ❖ コア・コンテンツの要求事項は、TCFD提言を踏襲し、ガバナンス、戦略、リスク管理、指標及び目標の観点から設定

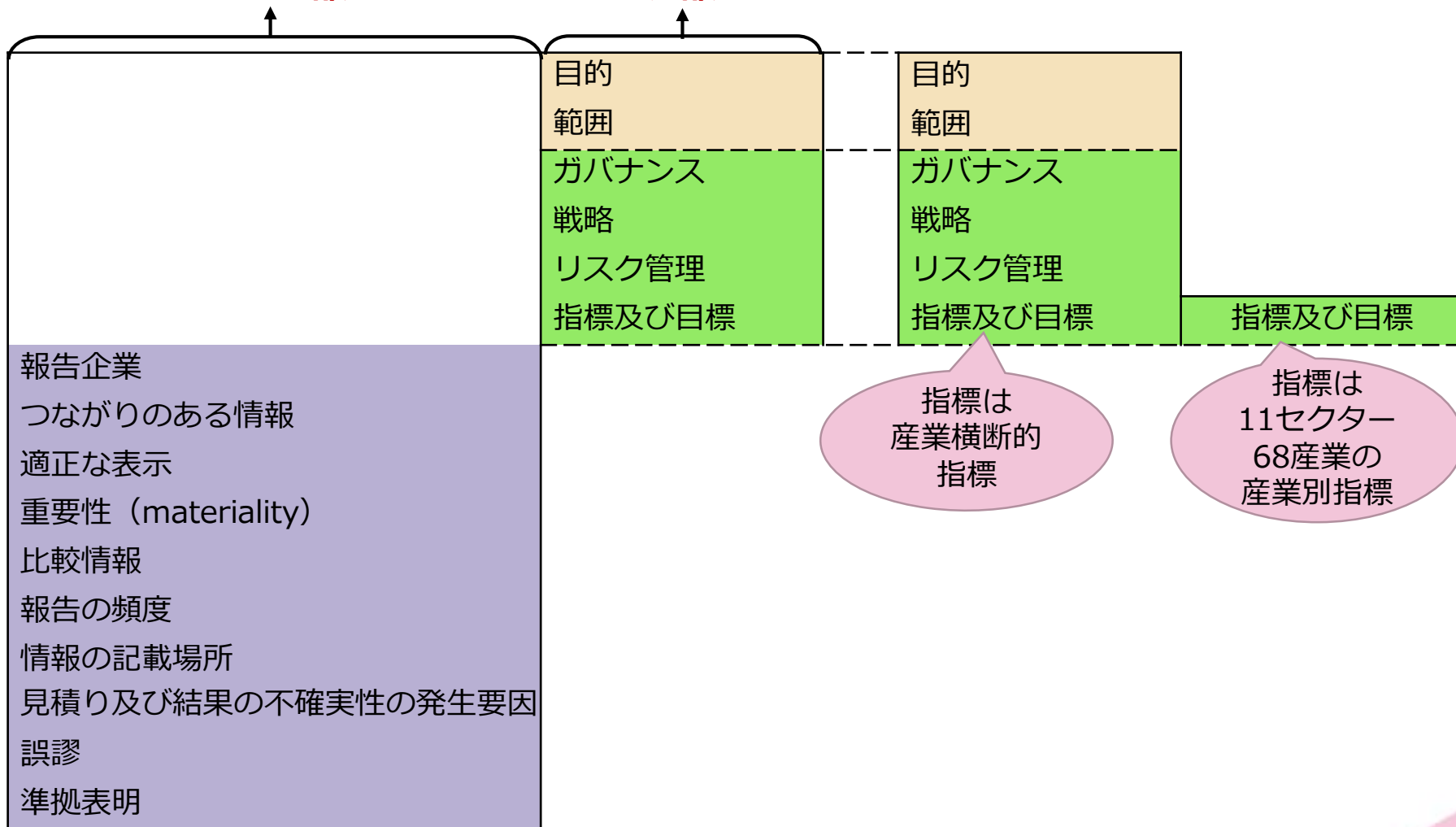
# 全般的要求事項とテーマ別、産業別要求事項の関係

## S1基準案

## S2基準案本文

## S2基準案付録B

- ① 開示の基本事項（全般的な特徴）  
を定める部分
- ② テンプレートとなる  
共通部分





## 2022年

---

3月31日	公開草案公表
4月から7月	コメント募集、アウトリーチ
7月29日	コメント期限締切
8月から12月	コメント分析、再審議、基準案の修正
年末	2022年中に基準を最終化し、最終基準の公表を目指す

---

## 2023年

適用日は未定

早期適用を認めることと、適用初年度の比較情報の開示を免除することが提案されている

## S1基準案

## 目的

- ❖ 一般目的財務報告の**主要な利用者**が、**企業価値**を評価し企業に資源を提供するかどうかを決定する際に有用な、**重大な (significant) サステナビリティ関連のリスク及び機会のすべて**に関して**重要性がある (material) 情報**を提供することを企業に求めること
  - ▶ 「**主要な利用者**」は財務諸表と同一（現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者）
  - ▶ 「**企業価値**」とは、企業の時価総額と純債務の価値の合計

## サステナビリティ関連財務情報

- ❖ サステナビリティ関連のリスク及び機会に洞察を与える情報であり、利用者に、企業のビジネスモデルを維持・発展させるために経営者の戦略が依存する資源及び関係を評価するための十分な基礎を提供する情報
  - ▶ 関連する財務諸表に含まれる情報を補足・補完する
  - ▶ さまざまなリスク及び機会とのつながり、財務諸表における情報との間のつながりを評価できるようにする
  - ▶ バリューチェーンに関する情報も対象
  - ▶ 一般目的財務報告の一部として開示する
  - ▶ 報告主体は関連する財務諸表と同一
  - ▶ 関連する財務諸表に適用される会計基準はIFRS会計基準に限定されない
  - ▶ 関連する財務諸表と同じ報告期間かつ同時に開示する
  - ▶ 相互参照が可能（同一条件かつ同時に入手可能である場合）

## サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別

- ❖ サステナビリティ関連のリスクと機会を識別する際に以下を参照
  - ▶ 産業別SASBスタンダードの開示トピック
  - ▶ ISSBの強制力のないガイダンス  
(水及び生物多様性関連開示のためのCDSBフレームワーク適用ガイダンス等)
  - ▶ 他の基準設定主体の最近の公表物
  - ▶ 同業・同地域の他社が識別したサステナビリティ関連のリスクと機会
- ❖ 具体的に適用されるIFRSサステナビリティ開示基準がない場合も上記を参照する

## 重要性 Materiality

- ❖ 情報を省略、誤表示、覆い隠したときに、一般目的財務報告の主要な利用者が当該報告に基づき行う意思決定に影響を与えることが合理的に予想される場合には、重要性がある(material)
  - ▶ IASBの「財務報告に関する概念フレームワーク」及びIAS第1号の「重要性がある (material) 」の定義と整合しているが、長期にわたる財務上の影響や、バリューチェーン全体の相互関係の財務上の影響に関して考慮することが必要
  - ▶ 発生可能性は低いものの結果の影響が大きいサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を考慮
  - ▶ 閾値の定めはなく、個社の状況に応じて判断が必要  
(状況及び仮定の変化を考慮し、各報告日に再評価)
  - ▶ 情報に重要性がない(not material)場合、当該情報の開示は不要
  - ▶ 開示要求に準拠するのみでは企業価値評価に資する情報として不十分な場合は追加の開示を検討する
- ❖ IFRSサステナビリティ開示基準で要求される情報が、現地の法令によって開示が禁止されている場合、開示する必要はないが、開示しない情報の種類を識別し、その制約の源泉を説明

<p><b>比較情報</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>❖ 以下について比較情報を開示する             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ すべての<b>指標</b></li> <li>▶ 記述情報及び説明情報（当期の開示の理解に目的適合性がある場合）</li> </ul> </li> <li>❖ <b>更新された見積りを反映した比較情報</b>を開示。前期報告事項を修正して当期の比較情報とする場合、修正前後の金額の差額と修正理由を開示</li> <li>❖ 比較情報の<b>調整が実務上不可能な場合は、その事実を開示</b></li> </ul>
<p><b>情報の記載場所</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>❖ 規制当局による要求事項など、<b>他の要求事項の開示と同じ場所</b>で開示可能</li> <li>❖ IFRSサステナビリティ開示基準が共通項目の開示を求める場合、<b>不要な重複は避ける</b></li> </ul>
<p><b>見積りと結果の不確実性の発生要因</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>❖ 開示した指標のうち、見積りの不確実性が重大な（significant）ものについて、<b>見積りの不確実性の発生原因及び性質、不確実性に影響を与える要因</b>を開示</li> <li>❖ サステナビリティ関連財務開示が財務データ及び仮定を含む場合は、<b>可能な限り財務諸表における財務データ及び仮定に整合的でなければならない</b></li> </ul>
<p><b>誤謬</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>❖ 過年度の誤謬は、開示された過去の期間の比較対象の金額を修正再表示することによって訂正</li> </ul>

## S2基準案



## 開示目的

一般目的財務報告の利用者が、気候関連のリスク及び機会をモニタリングし管理するために用いるガバナンスプロセス、統制及び手続を理解できるようにする

## 開示事項

- ❖ 監督機関又はその構成員の名称及びその責任
- ❖ 戦略を監督するためのスキル及びコンピテンシーを有する人材を確保する方法
- ❖ 監督機関が情報を得るプロセス及び頻度
- ❖ 戦略、主要な取引に係る意思決定及びリスク管理方針の監督にあたり、気候関連のリスク及び機会を考慮する方法
- ❖ 気候関連のリスク及び機会に関する目標設定を監督し、目標の進捗をモニタリングする方法
- ❖ 気候関連のリスク及び機会の評価及び管理における経営者の役割（専用の統制及び手続があるのか、ある場合には他の内部機能とどのように統合されているのかに関する情報を含む）

## 開示目的

一般目的財務報告の利用者が、重大な(significant)気候関連のリスク及び機会に対処する企業の戦略について理解できるようにする

## 開示事項

- ❖ 重大な(significant)気候関連のリスク及び機会
  - ▶ 当該リスク及び機会と時間軸についての説明
  - ▶ 短期、中期及び長期の定義と戦略計画の時間軸及び資本配分計画とのつながり
  - ▶ 識別されたリスクは物理的リスクと移行リスクのどちらか
- ❖ 重大な(significant)気候関連のリスク及び機会がビジネスモデル及びバリューチェーンに及ぼす影響
  - ▶ バリューチェーンに与える現在の影響と予想される影響
  - ▶ バリューチェーンにおいてリスク及び機会が集中している部分

## 開示事項

- ◆ 重大な(significant)気候関連のリスク及び機会が**戦略及び意思決定（移行計画を含む）**に与える影響
  - ▶ リスク及び機会への**対応方法**（目標達成のための計画など）
    - ▲ ビジネスモデルに対する現在の変更と予想される変更（直接的及び間接的な適応及び緩和の取組みなど）
    - ▲ 計画に対するリソースの供給方法
  - ▶ **目標**に関する情報
    - ▲ 目標の見直しプロセス
    - ▲ バリューチェーンを通じて達成される**排出目標**
    - ▲ 排出目標の達成にあたり使用する**カーボン・オフセット**（その種類、依拠する程度、第三者による検証や認証スキームの有無など）

## 開示事項

- ◆ 重大な(significant)気候関連のリスク及び機会が企業の**財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響**、並びに**短期、中期及び長期にわたり予想される影響**（どのように移行計画に含めたかを含む）
  - ▶ **直近**の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えた影響（※）
  - ▶ **翌年度**の資産及び負債の帳簿価額に重要性がある(material)修正が生じる重大な(significant)リスクがある気候関連のリスク及び機会に関する情報（※）
  - ▶ 時間の経過とともに財政状態及び財務業績が**どのように変化することを見込むか**
- ◆ 不可能な場合を除き、定量的情報（単一の金額又は範囲）を開示しなければならない（※）については、定量的情報を開示できない場合、その理由の説明が必要）

## 開示事項

- ❖ 重大な(significant)気候関連のリスクに対する企業の戦略（ビジネスモデルを含む）の**気候レジリエンス**
  - ▶ 気候レジリエンスの**分析結果**
    - 戦略に関する発見事項との関係
    - 分析において考慮した重大な(significant)不確実性
    - 短期、中期及び長期にわたり戦略を修正・対応させる能力
  - ▶ 気候レジリエンスの**分析方法**
    - **シナリオ分析**を用いた場合、使用したシナリオ・時間軸・インプットなどに関する情報
    - シナリオ分析を用いていない場合、代替的な方法・技法の説明、使用した仮定・時間軸・インプットなどに関する情報、及び**シナリオ分析を用いることができない理由**
- ❖ 不可能な場合を除き、**シナリオ分析を用いて気候レジリエンスを評価しなければならない**（不可能な場合は代替的な方法・技法を用いなければならない）

## 開示目的

気候関連の**リスク及び機会を識別、評価及び管理**する単一又は複数の**プロセス**を理解できるようにしなければならない

## 開示事項

- ❖ 気候関連の**リスク及び機会**の識別プロセス
  - ▶ **リスクの識別プロセス**には以下を含む（該当ある場合）
    - ▲ リスクに関連した**発生可能性及び影響の評価方法**
    - ▲ リスクの**優先順位付けの方法**（リスク評価ツールの使用を含む）
    - ▲ **インプットパラメータ**（データソース、対象事業の範囲、使用する仮定など）
- ❖ 気候関連の**リスク及び機会**（関連する方針を含む）の**モニタリング及び管理プロセス**
- ❖ 気候関連の**リスク及び機会**の**識別、評価及び管理プロセス**と企業の**総合的なリスク管理プロセスとの統合状況**

## 開示目的

重大な(significant)気候関連の**リスク及び機会**を企業がどのようにして**測定、モニタリング及び管理**するのかについて理解できるようにしなければならない

## 開示事項

❖ 産業横断的指標カテゴリーに目的適合性がある情報

### ▶ GHG排出量

- GHGプロトコルのコーポレート基準に従って測定した**排出総量及び排出原単位**
  - **スコープ1～3**に分類して開示
  - **スコープ1 & 2**は**連結会計グループ**（親会社・子会社）と**関連会社・共同支配企業・非連結子会社等**のグループに分けて開示
- **関連会社・共同支配企業・非連結子会社等の排出量**を含めるために使用したアプローチ（持分割合法又は経営支配法）、その**選択理由及び開示目的に照らした説明**
- **スコープ3**の測定に含めた**カテゴリー**
- **スコープ3**の測定に**バリューチェーン構成企業からの情報**を含める場合、その**測定基礎**
- **スコープ3**を開示しない場合、その理由

## 開示事項

- ◆ 産業横断的指標カテゴリーに目的適合性がある情報（続き）
  - ▶ 移行リスク及び物理的リスクの影響を受けやすい資産又は事業活動の金額及び割合
  - ▶ 気候関連の機会と整合した資産又は事業活動の金額及び割合
  - ▶ 気候関連のリスク及び機会への投下資本の金額
  - ▶ 内部炭素価格
    - 自社の排出コストの評価に用いる価格
    - 意思決定における適用方法気候レジリエンスの分析方法
  - ▶ 報酬
    - 当期に認識された役員報酬のうち、気候関連の考慮事項と結びついているものの割合
    - 気候関連の考慮事項が役員報酬にどのように考慮されるのか
- ◆ 産業別指標



## 開示事項

- ◆ 気候関連のリスクの軽減・適応、気候関連の機会の最大化のため設定された目標
  - ▶ 各目標に対して以下を開示
    - 目標(target)への到達及び戦略的目標(goal)の達成に向けた進捗を評価するための指標
    - 総量目標と原単位目標のどちらか
    - 目標の目的(objective)
    - 気候変動に関する最新の国際協定において作られた目標との比較
    - 第三者による検証の有無
    - セクター別脱炭素アプローチ（SDA）の使用の有無
    - 目標が適用される期間
    - 進捗測定的基础となる期間
    - マイルストーン又は中間目標

## 参考：TRWGプロトタイプとの比較

## Technical Readiness Working Group (TRWG) 技術的準備ワーキング・グループ

### 目的

- ❖ ISSBの設立後すぐに具体的なサステナビリティ開示基準案の検討を開始できるよう、技術的な提言を行うこと
- ❖ サステナビリティ開示基準の国際的な一貫性を促進するための調整作業を求める証券監督者国際機構（IOSCO）の要請に応えること

### メンバー\*

議長	メンバー	オブザーバー
Michel Madelain IFRS財団評議員 (フランス)	TCFD、 VRF (IIRC/SASB)、 CDSB、WEF、IASB	IOSCO、IPSASB

\*2021年6月、IIRC（国際統合報告評議会）とSASB（サステナビリティ会計基準審議会）は、合併を完了し、Value Reporting Foundation（価値報告財団；VRF）を設立した。

WEF : World Economic Forum（世界経済フォーラム）

IOSCO : International Organization of Securities Commissions（証券監督者国際機構）

IPSASB : International Public Sector Accounting Standards Board（国際公会計基準審議会）

	項目	概要
公表済	1 全般的要求事項のプロトタイプ	ISSBが将来検討するサステナビリティ開示に関する全般的な要求事項案をISSBに提供するため、5団体の提案*を改良
	2 気候関連開示のプロトタイプ	ISSBが将来検討する気候関連開示基準案をISSBに提供するため、5団体の提案*を改良
今後公表予定	3 概念のガイドライン	ISSBの初期の基準設定活動を支援するため、マテリアリティ等の概念に関するガイドラインを提供
	4 基準の構造 (アーキテクチャ)	基準の構造 (表示基準、テーマ別基準、業種別基準) や要求事項の構成に関する提言を行う
	5 基準設定のアジェンダを決定するための情報	ISSBの初期の技術的作業計画、リサーチ計画、アジェンダ協議に関する提言を行う
	6 デュー・プロセスの特徴	ISSBの移行時及び安定時のデュー・プロセスにおける検討事項を提供
	7 デジタル化戦略	ISSBの活動当初からのデジタル化戦略を提供
	8 コネクティビティ	IASBとISSBの間のコネクティビティを検討

\* CDP、CDSB (気候変動開示基準委員会)、GRI (グローバル・レポーティング・イニシアチブ)、IIRC (国際統合報告評議会)、SASB (サステナビリティ会計基準審議会) (IIRC及びSASBは価値報告財団 (VRF) に統合) がTCFD (気候関連財務情報開示タスクフォース) 提言に基づき開発した提案

# TRWGプロトタイプからの主な変更点

コメント募集 及び 結論の根拠	❖ IFRS会計基準の公開草案と同様に、S1基準案及びS2基準案の両方にコメント募集及び結論の根拠が追加された
道標	❖ より多くの「道標（signposting）」が導入された ▶ S1基準案では、サステナビリティに関連するリスク及び機会を識別する際に、企業の活動に関連する <b>産業別開示トピック</b> を参照する旨の定めを導入した ▶ S2基準案では、産業別要求事項における開示トピックと気候関連のリスク及び機会の識別との間の結びつき（linkage）、並びに産業横断的指標のカテゴリーと産業別指標との結び付きを高めた
定義及び用語	❖ <b>企業価値</b> ：プロトタイプにおける定義を精緻化し、公開草案の目的に含めた ❖ <b>報告の境界（バウンダリー）</b> ：明瞭性の向上のため、「 <b>報告企業</b> 」に表現を変更。プロトタイプから概念を変更するものではない ❖ <b>コネクティビティ</b> ：「 <b>つながりのある情報（Connected information）</b> 」に表現を変更。企業が明瞭で理解可能な、意思決定に有用なサステナビリティ関連情報を開示すべきとの目標を強化 ❖ <b>報告チャンネル</b> ：「 <b>情報の記載場所（Location of information）</b> 」に表現を変更。プロトタイプの考え方を変更することなく曖昧さを除去
参照する基準 等の ヒエラルキー	❖ IFRSサステナビリティ開示基準で対処されているものに加えて、目的適合性があるサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する方法についてのガイダンスを提供 ❖ さらに、具体的なIFRSサステナビリティ開示基準が存在しない場合に、企業がどのように開示を作成するのかについて、より具体的なガイダンスを提供

# TRWGプロトタイプからの主な変更点

<b>コア・コンテンツ 指標及び目標</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>❖ 「4つの柱（ガバナンス、戦略、リスク管理、指標及び目標）」を「<b>コア・コンテンツ（Core content）</b>」と表現し、以下を網羅するように簡素化<ul style="list-style-type: none"><li>▶ IFRSサステナビリティ開示基準（産業横断的指標及び産業別指標）で要求されているもの</li><li>▶ 参照する基準等のヒエラルキー（前頁参照）を通じて識別されたもの</li><li>▶ 企業が使用するその他のもの</li></ul></li></ul>
<b>全般的特徴 適正な表示</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>❖ 重大な(significant)サステナビリティ関連のリスク又は機会に関する開示を識別する際に使用した、関連するIFRSサステナビリティ開示基準又は産業別SASBスタンダードにおいて特定された産業を開示しなければならないという要求事項を追加</li></ul>
<b>例示的 ガイダンス</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>❖ ヒエラルキーの適用を説明するために追加。当ガイダンスでは、サステナビリティに関連する重大な(significant)リスク及び機会を識別し、開示を作成するために、SASBスタンダード及びCDSBフレームワークをどのように用いることができるかを示している</li></ul>

# TRWGプロトタイプからの主な変更点

<b>移行計画及び カーボン・ オフセット</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>❖ 移行計画に関する開示の目的を満たす必要な情報の具体性及び明瞭性を改善するため、以下を含む要求事項を追加<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 企業の排出目標がカーボン・オフセットの使用に依存する範囲</li><li>▶ オフセットが第三者によるオフセット検証の対象であるか、又は認証スキームの対象であるか</li><li>▶ 使用するカーボン・オフセットのタイプ（自然ベースの解決策と技術ベースの解決策の区別、カーボン・オフセットが除去に基づくか又は回避に基づくかを含む）</li></ul></li></ul>
<b>気候レジリエンス及び シナリオ分析</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>❖ 企業は、そうすることができない場合を除き、気候変動に関するシナリオ分析を用いて気候変動へのレジリエンスを評価しなければならないことを明瞭にするための要求事項を追加。また、当要求事項では、その結果としての開示により一般目的財務報告の利用者が何を理解できるようになるべきかを明らかにしている</li><li>❖ さらに、企業が気候関連のシナリオ分析を行うことができない場合、その気候レジリエンスを評価するために企業が用いることができる代替的な方法又は技法（例えば、単一点予測、感応度分析又は定性的分析）に関するより明瞭なガイドラインを追加</li></ul>
<b>財務影響及び 予想される 影響</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>❖ 気候関連のリスク及び機会が企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える財務影響に関連する要求事項を更新。企業は、そうすることができない場合を除き、定量的情報（単一の金額又は金額の範囲で表示される場合がある）を提供しなければならない。定量的情報を提供することができない場合には、定性的情報を提供</li></ul>
<b>リスク管理</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>❖ 要求事項を更新し、企業のリスク管理プロセスに関連する要求事項の範囲に気候関連の機会を明示的に含めた</li></ul>



<b>産業別開示</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>❖ 要求事項を更新し、TCFD提言に沿って「<b>産業横断的指標カテゴリー及び関連情報</b>」を記述するとした。例えば、「移行リスク：物理的リスクにさらされやすい資産又は事業活動の金額及び割合」などのカテゴリーにより、企業の状況を反映した開示を可能とする</li><li>❖ <b>GHG排出（量）の開示に関する要求事項を拡充</b><ul style="list-style-type: none"><li>▶ スコープ1及びスコープ2の排出（量）を以下の範囲で区別<ul style="list-style-type: none"><li>(a) 連結会計グループ（親会社及びその子会社）</li><li>(b) 関連会社、共同支配企業、非連結子会社及び他の連結会計グループに含まれていない関係会社</li></ul></li><li>▶ 「関連会社、共同支配企業、非連結子会社及び他の連結会計グループに含まれていない関係会社」の排出量を含めるために用いた方法及びその選択理由</li><li>▶ スコープ3の測定に含めたカテゴリーと、スコープ3に含まれるバリューチェーンにおける企業の測定基礎の説明</li></ul></li></ul>
<b>産業別指標（付録B）</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>❖ 特定の法域の状況又は制度に言及する指標など、いくつかの指標は<b>国際化</b>され、開示トピック並びに「金融に係る排出量（financed emissions）」及び「ファシリテーションに関する排出量（facilitated emissions）」に関連する指標が導入された。さらに、産業別開示要求が、どのように全般的要求事項及び産業横断的的要求事項を補足・補完することを意図しているのかを説明するためのガイダンスを付録Bに追加</li><li>❖ 付録BはSASBスタンダードに基づいて作成。既存のSASBスタンダードに対する変更提案は、参照しやすいようにマークアップしている</li></ul>



